

# 資料：カンタベリおよびヨーク両大司教 管区裁判所における遺言書残存数

高橋基泰

## はじめに

英国教会制度における最高位は大司教であり、元来カンタベリとヨークとがある。筆者はこれまでにカンタベリ大司教管区 Prerogative Court of Canterbury に残存する遺言書についての算定に取り組んできた。本稿では、カンタベリ大司教管区において未算定であった時期の結果を提示するとともに、おそらく部分的にでさえも算定のなされていなかったヨーク大司教管区 Prerogative Court of York における遺言書残存数をも示すものである。

カンタベリ大司教管区裁判所は、イングランド及びウェールズ全体を司る高等検認裁判所であった。イングランド南部において、複数の検認管区にまたがり財産を保有する遺言者は、この裁判所におけるその遺言書の検認を受けるものと規定されていた。他方、北部ではヨーク大司教管区裁判所が同様の位置づけにあった。だが、遺言執行者がカンタベリ・ヨーク双方の管区にまたがる財産を処分する際にはカンタベリの管轄下に入るもの、と規定されてもいた。もっとも、イングランド南部において実際にはかなり多くの遺言執行者が、扱う所領が一つであるにもかかわらず上級の司教管区裁判所に赴いたのであった。また逆に、本来高等検認裁判所に行くべき者が、在地の地方裁判所での検認で済ませていたことも珍しくなかった。

カンタベリ大司教管区において 1383 年から 1800 年まで検認された遺言書の

総計は約 65 万件、ヨーク大司教管区裁判所での総数は 1389 年から 1679 年までで約 10 万件であり、合わせると推計 200 万とされる遺言書数のおよそ 4 割を占めることになる。本文で詳述するが、ここに示すデータは実はまだ十全なものとは言えない。だが、概ねの数値は大きく変わることはないと判断しうるので公表することにした。そこには、今後の研究に識者からのご指摘・ご助言をいただきより正確なデータを最終的に提示するためにいわば経過報告として示すという意図があることをあらかじめお断りする。

### 資料・データ：索引集

カンタベリ大司教管区遺言書については英国史料教会 British Record Society により年次刊行物として『索引文庫』*Index Library Series* が出ている。だが、17 世紀後半以降になると全体として数が増えることもあり、編集の都合からか発行時期に開きがある。また編集母体が British Record Society ではなく、個人であったり (J. H. Morrison, ed., *Wills, Sentences and Probate Acts, 1661-1670*; A. J. Camp, ed., *An Index to the Wills, 1750-1800*), 任意団体 (The Friends of the Public Record Office 国立公文書館の友) 編になるマイクロフィッシュ版 1701-1749 であったりする。そしてそれぞれの編集方針でまとめられたために、時期により情報も異なるのである。

ヨーク大司教管区における遺言書に関する索引はカンタベリ同様 19 世紀の末には公刊されている。だが、編集方針がしばしば変わり、算定は必ずしも容易ではない。とくに初期の編集における無遺言のための行政処分記録 *administration* との併記がその算定をより手間のかかるものにさせている。各巻の編纂の特徴については本稿巻末に付録とした<sup>1)</sup>

ともかく、イングランドを大きく北と南とにわけて 2 つの大司教管区とした状態で、遺言書作成そしてその残存がどのようになされていったのが、ここ

---

1) さらに、ヨーク州公文書館によるヨーク大司教管区における遺言書索引の CD-ROM 化計画は無期限に延期となっているが、データベース化は依然強く望まれている。

資料：カンタベリおよびヨーク両大司教管区裁判所における遺言書残存数

に年度総数として経過が示されるわけである。ケンブリッジ・グループによる教区登録簿を用いての統計から19世紀のセンサス（国勢調査）の分析まで、南北の差異については深い関心が払われている。なお、Prerogative Courtは訳語としては宗教改革以降、大司教から大主教となるのであるが、本稿では統計の連続という観点から原則として大司教で統一する。

## 算 定 結 果

表1 両大司教管区裁判所において検認された遺言書年度総数全体の数値を表にした。

グラフ1 カンタベリ大司教管区において検認された遺言書年度総数のグラフである。

グラフ2 ヨーク大司教管区において検認された遺言書年度総数のグラフである。

グラフ3 両大司教管区裁判所において検認された遺言書年度総数をヨークに合わせて年代設定をした。

市民革命期まで両管区裁判所は遺言書年度総数においてほぼ伯仲していたことが明瞭である。

## 基 本 的 考 察

英国記録教会ならびに英国系譜学会の元理事長であり、本主題に造詣が深く遺言書残存総数は約200万件という推計を出したP. スパフォード名誉教授（ケンブリッジ大学）のコメントとしては、カンタベリ大司教管区裁判所において検認された遺言書数は人口動態（とくに死亡率）とは連動せず、あたかも世代的な波動を示すことは学術的にきわめて魅惑的な現象である<sup>2)</sup>。その魅惑はいくつかの要素からなる。まず、17世紀末から家族史研究のために個々の遺言書を読んでいくと得られる印象であり、またR. ホウルブルックが概観したこ

とであるが、遺言書の内容の世俗化である<sup>3)</sup>。本来「魂の遺贈」が遺言書作成の動機である。それに身柄の埋葬、遺族への処置、そして財産分与に関する手配というのが記述の順序であったものが、より事務的・より世俗的なものへと変貌をとげる傾向を如実に示す。他方地方管区裁判所において残存する遺言書は質量ともに退行する。すなわち遺言書を作成する階層はより上層にしぼられ、16世紀から17世紀前半であれば信仰上の理由からもしくは家族扶養の動機からそれほど大きな財産がなくとも遺言書を残したような階層が地方における遺言書の残存数を着実に増加させたのであるが、そうした下から押し上げる階層の動きが顕著でなくなるのである。地方管区裁判所における底上げがある一方でカンタベリは地方の趨勢をはるかに上回る増加を続ける。1620年代まではそうであり、その後、市民革命期にクロムウェル政権による遺言書検認制度改革によりカンタベリにおける極端な集中（年間1万件前後）を1650年代に経験した<sup>4)</sup>。その後は全般的な人口停滞と歩調をあわせるかと思いがちであるが少なくとも1700年以降は地方における退勢とは反して、あたかも地方における遺言書作成を吸収したからとしか思えないような数を連続させるのである。すなわち年間5,000件を平均としつつも幅2,000件の増減を世代的波動として19世紀を迎えるのである。1620年代と1700年代とではイングランド全国人口は少なくとも倍の開きはないはずであるのに、ここに現れた差違は優に倍以上である。カンタベリ大司教あらため大主教管区裁判所はヨーク大主教管区裁判所とともに複数州にまたがって所領を持つ遺言者が検認を受けるのが原則である。だが、イーリー主教区を中心としたC.マーシュの研究になるピューリタンのセクトである「愛の家族Family of Love」派の事例、あるいは同じイーリー主教区のウィリンガムの事例でも珍しくないように複数州はおろか複

2) P. Spufford, 'A Printed Catalogue of the Names of Testators', in G. Martin and P. Spufford, eds., *The Records of the Nation* (Woodbridge, 1990), p. 119; A. L. Erickson, *Women and Property in Early Modern England* (London, 1993), p. 15.

3) R. Houlbrooke, *Death, Religion and the Family in England 1480-1750*, pp. 110-46.

4) 拙著『村の相伝：近代英国編－親族構造・相続慣行・世代継承－』刀水書房、1999年、第1部。

数教区にまたがってさえ所領をもっていないような者もカンタベリで遺言書を残しているのである<sup>5)</sup>。これはイーリーの事例に限らない。たとえば17世紀中葉までは人口動態とも歩調を合わせる動きであったのが、18世紀後半には連動しなくなるかのような態様になるのである。

イングランド社会における遺言書作成もしくは残存に関する慣行はもはや18世紀には一種の流行に変化したのであろうか。人口動態や生産活動とは離れたところで。

### 今後の展開・展望

2004年7月末、ケンブリッジ大学地理学部人口史・社会構造史研究所（通称ケンブリッジ・グループ）定例セミナーにおいての研究報告を英語にておこなった。その結果、同研究所 Dr. Leigh Shaw-Taylor および Prof. E. A. Wrigley らのプロジェクトが現在国勢調査記録を中心に18・9世紀英国の職業分布に関する研究をおこなっており、さらに16・7世紀まで遡行しようとしていることを知った（L. Shaw-Taylor, An E. S. R. C. Funded Research Project, The Occupational Structure of England 1750-1850）。その遡行の際に主資料として用いるのは、本研究計画の分析対象である遺言書であることも判明した。時代的に国勢調査など無い一方で、遺言書をふくむ教会検認記録には身分・職業の記載があるのが通常だからである。他方、本研究計画も遺言信託証書の社会的・経済的背景の分析を進めているために、身分・職業分布の解明は基礎情報としてきわめて重要である。データベース構築の過程で身分・職業についてのデータは既にある程度の入力はおこなっている。そのため上記ケンブリッジ・グループ Shaw-Taylor 博士・Wrigley 教授らとは共同研究をすることを約束している。

---

5) C. Marsh, *The Family of Love in English Society, 1550-1630* (Cambridge, 1994).

付 録

カンタベリ大司教（主教）管区裁判所における遺言書索引集  
・英国歴史協会『索引文庫 *Index Library*』より（算定・公表済み）

- 10. Prerogative Court of Canterbury Wills, Vol. I 1383-1558
- 11. Prerogative Court of Canterbury Wills, Vol. II 1383-1558
- 18. Prerogative Court of Canterbury Wills, Vol. III 1558-1583
- 25. Prerogative Court of Canterbury Wills, Vol. IV 1584-1604
- 43. Prerogative Court of Canterbury Wills, Vol. V 1605-19
- 44. Prerogative Court of Canterbury Wills, Vol. VI 1620-29
- 54. Prerogative Court of Canterbury Wills, Vol. VII 1653-1656
- 61. Prerogative Court of Canterbury Wills, Vol. VIII 1657-1660
- 67. Prerogative Court of Canterbury Wills, Vol. IX 1671-1675
- 71. Prerogative Court of Canterbury Wills, Vol. X 1676-1685

A. J. Camp, ed., *An Index to the Wills Proved in the Prerogative Court of Canterbury 1750-1800* Vo. 1-6 (London, 1976-1992)

今回新たに算定したのは以下のとおりである、これらの資料は日本の図書館・大学などの研究機関の蔵書としては登録がなく、またイギリス本国においても希少である。とくに1686年-1693年および1694年-1700年の2巻については愛媛大学附属図書館の相互貸借の係の方のご尽力で米国にあるものを取り寄せることでようやく可能になった。ここにおいて謝意を表する次第である。

*Index Library Series*

- 78. Prerogative Court of Canterbury Wills, Vol. XI 1686-1693
- 80. Prerogative Court of Canterbury Wills, Vol. XII 1694-1700

J. H. Morrison, ed., *Wills, Sentences and Probate Acts, 1661-1670, Prerogative*

*Court of Canterbury* (London, 1935)

The Friends of the Public Record Office, *Index to Prerogative Court of Canterbury registered wills and administration acts for 1701 to 1749*

(国立公文書館の友) 編になるマイクロフィッシュ版 1701-1749

このマイクロフィッシュ版では *administrations* と混在している。その弁別作業もあり、もともと膨大な数でもあるためその算定作業は著しく時間を要する。ここで示したのは全体 20 シートあるうち算定 2 シートの 10 倍の数値を示したものである。2つのシートにおける分布に大きな隔たりはないため、その 10 倍の値も実際の勘定とそれほど大きな差異はでないと思われる。

ヨーク大司教（主教）管区裁判所における遺言書索引集

- 1 *Index of Wills in the York Registry 1389-1514* (The Yorkshire Archaeological and Topographical Association. Record Series vol. 6, 1889). \* *administrations* および *probate acts* は混在。
- 2 *Index of Wills in the York Registry 1514-1553* (The Yorkshire Archaeological Society. Record Series vol. 11, 1891) \* *Wills* は本文 243 頁中 208 頁まで。残余は *administrations* および *probate acts*。
- 3 *Index of Wills in the York Registry 1554-1568* (The Yorkshire Archaeological Society. Record Series vol. 14, 1893) \* *Wills* は本文 212 頁中 189 頁まで。残余は *administrations* および *probate acts*。
- 4 *Index of Wills in the York Registry 1568-1585* (The Yorkshire Archaeological Society. Record Series vol. 19, 1895) \* *Wills* は本文 240 頁中 184 頁まで。残余は *administrations* および *probate acts*。
- 5 *Index of Wills in the York Registry 1585-1594* (The Yorkshire Archaeological Society. Record Series vol. 22, 1897) \* *Wills* は本文 225 頁中 145 頁まで。残余は *administrations* および *probate acts*。
- 6 *Index of Wills in the York Registry 1594-1602* (The Yorkshire Archaeological

- Society. Record Series vol. 24, 1898) \*Wills は本文 205 頁中 120 頁まで。  
残余は administrations および probate acts。
- 7 *Index of Wills in the York Registry 1603-1611* (The Yorkshire Archaeological and Topographical Association. Record Series vol. 16, 1899) \*Wills は本文 221 頁中 130 頁まで。残余は administrations および probate acts。
- 8 *Index of Wills in the York Registry 1612-1619* (The Yorkshire Archaeological Society. Record Series vol. 28, 1900) \*Wills は本文 227 頁中 137 頁まで。残余は administrations および probate acts。
- 9 *Index of Wills in the York Registry 1620-1627* (The Yorkshire Archaeological Society. Record Series vol. 32, 1902) \*Wills は本文 183 頁中 108 頁まで。残余は administrations および probate acts。
- 10 *Index of Wills in the York Registry 1627-1636 ; Administrations 1627-1652* (The Yorkshire Archaeological Society. Record Series vol. 35, 1905) \*Wills は本文 291 頁中 97 頁まで。残余は年代が 1627 年から 1652 年までの administrations。
- 11 *Wills in the York Registry 1636-1652* (The Yorkshire Archaeological and Topographical Association. Record Series vol. 4, 1888) 概ね年代順に編纂。administration bond も混在するためその分は除く。
- 12 *Index to the Yorkshire Wills* (Proved in London during the time of the Commonwealth 1649-60) (The Yorkshire Archaeological and Topographical Association. Record Series vol. 1, 1885) このシリーズでは最古。編集方針としては概ね年代順に編纂。この時期は市民革命期であり、ヨークシャーの遺言書ではあるが、検認はロンドンにおいてである。administration bond も混在するためその分は除く。
- 13 *Index of Wills. Administrations, and Probate Acts, in the York Registry, 1660-1665 and also of The Unregistered Wills and the Probate Acts, Aug. 1, 1633-July 31, 1634 and etc.* (The Yorkshire Archaeological Society. Record Series vol. 49, 1913)



資料：カンタベリおよびヨーク両大司教管区裁判所における遺言書残存数

14 *Index of Wills, Administrations and Probate Acts in the York Registry 1666-1672* (The Yorkshire Archaeological and Topographical Association. Record Series vol. 16, 1920)

15 *Index of Wills, Administrations, and Probate Acts, in the York Registry, 1673-1680 and also of The Unregistered Wills and etc.* (The Yorkshire Archaeological Society. Record Series vol. 58, 1926)

*Index of Wills etc. from the Dean and Chapter's Court at York 1321-1636 with Appendix of Original Wills 1524-1724* (The Yorkshire Archaeological Society. Record Series vol. 38, 1907)

なお、本稿は信託協会信託基金による研究計画「イギリスにおける遺言信託証書の史的・体系的分析」(平成15年～17年)の研究成果の一部をなす。上記データの算定にあたっては、以下の方々の研究補助に負うところが実に大きい。この場を借りて謝意を表する次第である(敬称略)。

城戸裕子, 林直美, 吉岡智子, 西谷直人, 尾崎俊輔, 末光希久子, 高津和子, 福山美世子, 西原奈緒美, 平田佳子。

表1 カンタベリおよびヨーク両大司教管区裁判所において検認された遺言書年度総数

年度	カンタベリ 大司教管区	ヨーク 大司教管区	年度	カンタベリ 大司教管区	ヨーク 大司教管区	年度	カンタベリ 大司教管区	ヨーク 大司教管区
1381			1393	12	57	1405	48	63
1382			1394	5	94	1406	42	52
1383	2		1395	7	53	1407	51	88
1384	6		1396	1	29	1408	44	60
1385	1		1397	0	67	1409	34	0
1386	2		1398	0	83	1410	38	0
1387	3		1399	0	106	1411	29	0
1388	2		1400	16	108	1412	32	0
1389	2	31	1401	40	92	1413	46	0
1390	4	69	1402	46	92	1414	31	0
1391	17	133	1403	52	53	1415	61	0
1392	18	32	1404	45	106	1416	54	0

高 橋 基 泰

年度	カンタベリ 大司教管区	ヨ ー ク 大司教管区	年度	カンタベリ 大司教管区	ヨ ー ク 大司教管区	年度	カンタベリ 大司教管区	ヨ ー ク 大司教管区
1417	55	3	1457	84	55	1497	225	34
1418	58	21	1458	63	113	1498	228	16
1419	61	0	1459	43	90	1499	228	40
1420	64	0	1460	32	51	1500	295	48
1421	37	0	1461	36	95	1501	303	47
1422	32	0	1462	0	38	1502	250	102
1423	32	0	1463	37	37	1503	290	135
1424	22	0	1464	90	69	1504	415	172
1425	34	0	1465	84	60	1505	448	144
1426	46	101	1466	64	119	1506	340	175
1427	26	106	1467	84	92	1507	264	91
1428	37	90	1468	59	103	1508	375	104
1429	24	153	1469	52	30	1509	364	125
1430	34	108	1470	59	20	1510	288	75
1431	26	90	1471	74	162	1511	205	40
1432	37	96	1472	49	95	1512	157	46
1433	26	83	1473	70	100	1513	237	58
1434	8	103	1474	105	115	1514	177	94
1435	18	97	1475	57	77	1515	198	98
1436	34	133	1476	63	91	1516	164	80
1437	14	98	1477	38	92	1517	216	136
1438	15	183	1478	35	71	1518	158	82
1439	30	103	1479	38	112	1519	163	102
1440	14	58	1480	27	75	1520	149	230
1441	1	51	1481	24	63	1521	231	490
1442	27	68	1482	21	104	1522	185	206
1443	27	67	1483	43	101	1523	225	137
1444	23	55	1484	54	100	1524	227	139
1445	20	66	1485	116	82	1525	215	161
1446	8	116	1486	100	69	1526	193	180
1447	26	56	1487	141	68	1527	217	163
1448	35	69	1488	166	47	1528	282	238
1449	32	50	1489	134	51	1529	206	213
1450	34	41	1490	149	44	1530	169	127
1451	17	81	1491	160	43	1531	152	206
1452	21	85	1492	223	47	1532	146	159
1453	0	81	1493	244	33	1533	158	242
1454	50	58	1494	239	43	1534	169	222
1455	60	48	1495	179	40	1535	200	216
1456	38	66	1496	216	33	1536	215	204

資料：カンタベリーおよびヨーク両大司教管区裁判所における遺言書残存数

年度	カンタベリー 大司教管区	ヨーク 大司教管区	年度	カンタベリー 大司教管区	ヨーク 大司教管区	年度	カンタベリー 大司教管区	ヨーク 大司教管区
1537	247	310	1577	707	618	1617	1,539	1,063
1538	317	310	1578	634	673	1618	1,567	918
1539	337	285	1579	566	555	1619	1,296	725
1540	382	561	1580	622	729	1620	1,329	852
1541	239	503	1581	640	684	1621	1,234	689
1542	214	460	1582	659	677	1622	1,133	701
1543	214	403	1583	768	653	1623	1,500	885
1544	276	251	1584	756	634	1624	1,505	842
1545	327	691	1585	705	682	1625	1,961	878
1546	315	770	1586	787	767	1626	2,013	787
1547	337	462	1587	1,061	1,002	1627	1,679	766
1548	276	413	1588	815	1,054	1628	1,435	731
1549	288	392	1589	889	818	1629	1,376	699
1550	417	443	1590	934	806	1630		719
1551	546	695	1591	1,052	1,103	1631		
1552	400	579	1592	1,079	938	1632		
1553	292	371	1593	1,098	875	1633		526
1554	323	416	1594	698	592	1634		358
1555	281	386	1595	880	701	1635		
1556	409	772	1596	973	608	1636		641
1557	697	1,713	1597	1,308	1,026	1637		776
1558	1,160	2,279	1598	1,062	1,015	1638		733
1559	987	712	1599	963	719	1639		717
1560	531	823	1600	822	674	1640		734
1561	386	503	1601	770	732	1641		629
1562	421	583	1602	920	883	1642		378
1563	524	575	1603	1,345	774	1643		486
1564	373	397	1604	1,165	798	1644		510
1565	332	456	1605	978	826	1645		550
1566	383	553	1606	1,108	752	1646		604
1567	390	665	1607	956	693	1647		496
1568	451	493	1608	1,105	810	1648		462
1569	432	471	1609	1,200	749	1649		249
1570	589	667	1610	1,259	967	1650		183
1571	591	767	1611	1,241	781	1651		209
1572	562	713	1612	1,376	725	1652		216
1573	552	645	1613	1,454	995	1653	5,205	262
1574	613	519	1614	1,399	1,112	1654	6,960	336
1575	636	647	1615	1,318	797	1655	6,490	247
1576	639	600	1616	1,491	1,029	1656	6,257	293

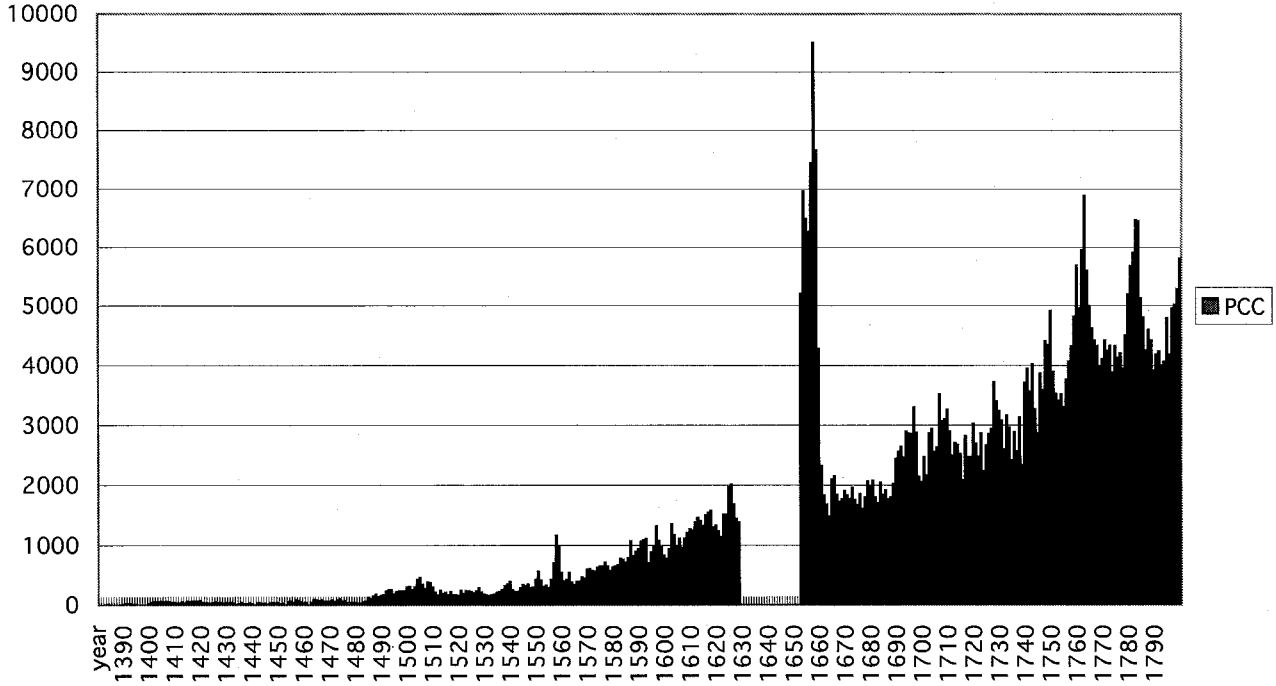
高 橋 基 泰

年度	カンタベリ 大司教管区	ヨ ー ク 大司教管区	年度	カンタベリ 大司教管区	年度	カンタベリ 大司教管区
1657	7,434	494	1697	3,294	1737	2,560
1658	9,513	395	1698	2,873	1738	3,130
1659	7,649	115	1699	2,142	1739	2,330
1660	4,273	348	1700	2,044	1740	3,710
1661	2,313	843	1701	2,470	1741	3,940
1662	1,830	739	1702	2,160	1742	3,560
1663	1,667	645	1703	2,860	1743	4,020
1664	1,474	449	1704	2,930	1744	3,260
1665	2,086	505	1705	2,550	1745	2,860
1666	2,145	569	1706	2,620	1746	3,860
1667	1,842	655	1707	3,510	1747	3,580
1668	1,724	877	1708	3,060	1748	4,400
1669	1,758	861	1709	3,100	1749	4,340
1670	1,902	984	1710	3,260	1750	4,906
1671	1,830	861	1711	2,890	1751	3,893
1672	1,767	775	1712	2,490	1752	3,525
1673	1,957	618	1713	2,700	1753	3,408
1674	1,750	586	1714	2,670	1754	3,518
1675	1,662	679	1715	2,510	1755	3,298
1676	1,850	613	1716	2,080	1756	3,756
1677	1,600	607	1717	2,810	1757	4,069
1678	1,784	697	1718	2,470	1758	4,312
1679	2,057	827	1719	2,460	1759	4,812
1680	1,984	107,186	1720	3,020	1760	5,682
1681	2,076		1721	2,690	1761	4,954
1682	1,796		1722	2,470	1762	5,950
1683	1,698		1723	2,860	1763	6,879
1684	2,033		1724	2,230	1764	5,594
1685	1,839		1725	2,660	1765	4,988
1686	1,915		1726	2,850	1766	4,624
1687	1,756		1727	2,930	1767	4,418
1688	1,786		1728	3,720	1768	4,326
1689	2,021		1729	3,390	1769	3,961
1690	2,440		1730	3,240	1770	4,108
1691	2,560		1731	3,070	1771	4,417
1692	2,639		1732	2,590	1772	4,239
1693	2,459		1733	3,160	1773	4,324
1694	2,890		1734	2,950	1774	3,875
1695	2,857		1735	2,410	1775	4,326
1696	2,848		1736	2,880	1776	4,123

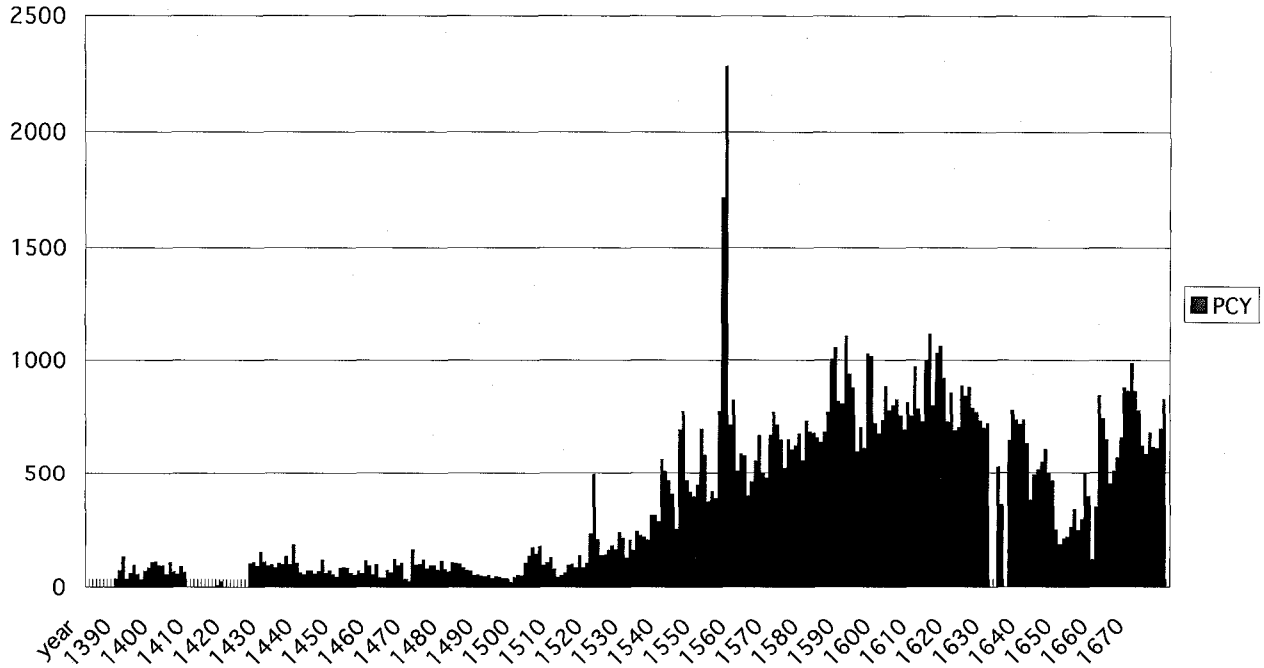
資料：カンタベリおよびヨーク両大司教管区裁判所における遺言書残存数

年度	カンタベリ 大司教管区
1777	4,199
1778	3,949
1779	4,497
1780	5,191
1781	5,677
1782	5,903
1783	6,458
1784	6,448
1785	5,129
1786	4,801
1787	4,247
1788	4,593
1789	4,421
1790	3,915
1791	4,180
1792	4,236
1793	3,998
1794	4,059
1795	4,788
1796	4,173
1797	4,953
1798	5,008
1799	5,282
1800	5,800

グラフ1 カンタベリ大司教管区において検認された遺言書年度総数：1383年-1800年

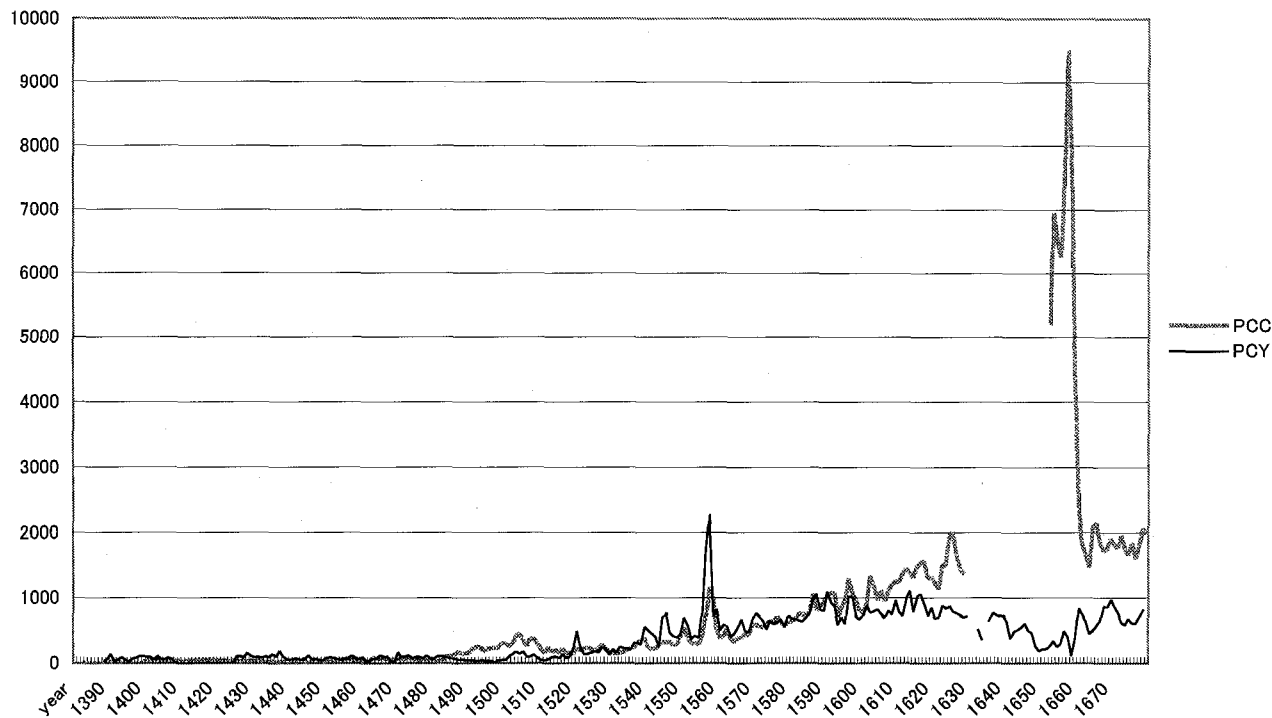


グラフ2 ヨーク大司教管区裁判所において検認された遺言書年度総数：1389年—1679年



資料：カンタベリーおよびヨーク両大司教管区裁判所における遺言書残存数

グラフ3 カンタベリおよびヨーク両大司教管区裁判所において検認された遺言書年度総数



高  
橋  
基  
泰